

第113回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和5年9月22日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 56 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 2. 議案第 57 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 3. 議案第 58 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 4. 議案第 59 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 5. 議案第 60 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 61 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 7. 議案第 62 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 8. 議案第 63 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 9. 議案第 64 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 65 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 55 号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴の際に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしく申し上げます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 56 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

議長（小林裕和君） 日程第 1 から日程第 10 までの、提案に対する当局の説明は、9 月 4 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 1、議案第 56 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 6 ページ、50 款の 10 項の 10 節、3,043 万 5,000 円、コロナの分でございますが。それと、22 ページ、これ関連しておる出のほうですね、これ同じことなん

ですけれど、コロナで、今度、補正でワクチンということで3,043万6,000円ついています。この分について、みんな聞きますと、若い子は、もうコロナ打てへんのやと、そういう声が聞こえておりますし、今後、何か、仮に有料にでもなるって言ったら、もっと、その打つ人が減ってくるんじゃないか思うんですよ。そこらへんの中身の概況はどんなんでしょう。なかなか、いっぱい、共立も中央もいっぱい、なかなか順番が回ってこないという言い方もされておりますので、そこらへんの中身は、木村課長、どうでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

ただ今、議員のおっしゃいました件につきましては、9月の初めから、順次、12歳以上の方の予診票、それから接種券を配布させていただいております。

その中で、おっしゃるとおり、医療機関にご自身で予約していただいて、接種を受けていただくというふうな形にさせていただいております。

新聞等でご覧になっているかと思いますが、このたびの接種に関しましては、65歳以上の方、それから、今までと同様、基礎疾患等のある方に対して、積極的に接種をしてくださいというふうな通知になっております。

その中で、65歳未満の方につきましては、受けていただく方には受けていただくというふうな形になっておりますが、佐用町の場合は、皆さんを対象に接種券等を送らせていただいて、勧奨、接種の勧奨を実施しております。

その中で、受ける、受けないに関しましては、ご自身の判断に任せるところなんでしょうが、感染も広がっているところがございますので、感染から3カ月をたった方を、順次、対象としておりますので、その点につきましても、感染の具合。それから、ご自身の体調の具合ということで、皆さん、判断されて接種をしてくださっているものと考えております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今、木村課長から説明あったんですけど、また、中国のほうは、観光の解禁になって、各名所を闊歩して大勢やってきたら、マスクもせんと、私、まだまだ増えるんじゃないかという気はしておるんですけどね。

まあ、それは、それとして、次の7ページの、60款の15項の10目、不動産売払収入の9万8,000円、土地売払代金、この分の補正の9万8,000円は、どこの分で、どんなやつでしたか。

〔「何ペーシ」と呼ぶ者あり〕

11番（岡本義次君） 7。

議長（小林裕和君） 7ペーシ。7ペーシの財産収入のところやね。

11 番（岡本義次君） そうそう。

議長（小林裕和君） 土地売払代金の内容ですね。

11 番（岡本義次君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたしました。

こちらは、国道の改良事業によります町有地、町有林化した土地の県への売却の費用となっております。

ちなみに場所は国道 179 号になっております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 29 ページ、いや、36 ページ、ごめん。

36 ページの 20 目の 12 節、通学対策費の中で 421 万 3,000 円、これスクールバスの委託料が入っておりますが、これはどうして増えたのかな、この分については、どんなのかな。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

小学校のスクールバスの運行委託料の増額補正でございます。

これは、令和 5 年度会計年度任用職員として、町で採用しておりました運転員が、急きよ、体調の関係で 5 月末をもって退職をされました。ということで、その後、現在、運行業務を委託しております業者さんのほうへ、随意契約で委託をお願いした金額でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 7 ページなんですけれども、25 目、農林水産業費県補助金ということで、10 節の項目に上がっているんですけれども、生産コスト低減緊急対策事業補助金なんですけど、大体、意味が分かるような気がするんですけど、ちょっと、詳しく説明をし

ていただければと思うんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちらは、農業のスマート化といいますか、労力の削減のための機械設備の導入費に対する補助金でございまして、県の補正予算を受けまして、今回、申請して、申請額で予算化させていただいております。今のところ、出に同額を計上させていただいておりますが、8事業者に対して農業用機械の導入の補助金ということで、計上させていただいております。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） そしたら、いわゆる大型農家に対してという解釈でいいわけでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） おっしゃられるとおり、担い手であるとか、認定農業者、そういった方が対象になっております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第56号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第56号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第57号 令和5年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、議案第57号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 3ページ、国庫支出金の中の35目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、国からの補助金が、名目ですけれども、入っております。この内容について、簡単でいいので説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 失礼いたします。

国からの推奨で国民健康保険の保険証を送付する時に、同時に同封して、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進の啓発チラシを印刷し、同封したもので、その印刷製本費が国庫補助の対象になるということで、今回、予算計上させていただいております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 国民健康保険証と一緒に、そのチラシということで、対象者でもあるんですけど、なかなかチラシ、ゆっくり見ないで、保険証は大事やから、よけてしておりましたけど、そのチラシを見られて、何か、マイナンバーカードについて書かれている内容なんですけれど、住民の方から、反応とかありましたですか。

この中には、来年の秋以降、その保険証は、次からは発行しませんよというような内容も含まれておりますけれど、何か、そういった住民からの声はあったのでしょうか。伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 今のところ、特に、そういう声はお聞きしておりません。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 57 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 58 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 3、議案第 58 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 59 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 59 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。3 ページです。これも国庫補助金の関係です。総務費補助金、総務管理費補助金 590 万 2,000 円、介護保険システム改修補助金ということで、制度の改修に伴う補助金という説明は、ちょっと、事前には聞いたんですけど、もう少し、内容的に介護保険システムを、国は、どのような形にしようとしているのか、もう少し分かりやすくというか、住民にとって分かるような内容として、説明お願いできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

2024 年度から制度改正があります。それで、国庫補助金が 3 分の 2 の国庫補助金をもらうこととなります。

それで、システム改修の内容なんですけど、通所介護施設で訪問介護のサービスができるようになります。例えばですが、デイサービスを行っている事業所の空いた時間に訪問介護に行けるようになったりするものです。それは、新サービスの創設になります。

あと、介護事業所の経営状況を見える化ということで、財務状況の公表が義務づけられます。

あと、要支援者、介護認定には、要支援認定、要介護認定とあるんですけども、これまでは要支援認定のケアプランは地域包括支援センターで受けて、そこから自分のところでしたり、委託に出したりしておりました。それが要支援者のケアマネジメントが居宅介護支援事業所でもできるようになります。このような改正からシステム改修を行うものです。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最後に説明があった要支援者のケアプランというか、計画するのに、現在は、町で行っている地域包括支援センターで対応しているものを、事業所でできるということで、いわゆる、広く、町民にとっては間口が広がるというふうに、増えるという意味で捉えたらいいのか。

それとも、町の地域包括支援センターの窓口が閉じるんじゃないかと、従来どおりやるという方向で、その計画そのものについて、不便さが生じたりはしないんでしょうか。伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

地域包括支援センターでは、これまでどおり希望があれば受付をします。

それで、間口が広がって、町内の居宅介護支援事業所でも受付ができるようになるので、相談できる場所が増える形になります。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 60 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 60 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 簡易水道の 5 ページ、建設改良費、これが補正で 600 万円組まれておりまして、委託料で 1,500 万円載っております。

そして、工事請負費が 900 万円から少なくなったと、この要因については、どんなんでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、説明いたします。

委託料と工事費関連しておりますので、両方の説明をいたします。

まず、委託料ですが、令和 4 年度の水源水質調査の結果、真盛周辺には、よい水脈がないということが分かりましたので、当初予算では、工事費で井戸を掘る工事ですね、それ

を見込んでおりましたが、中止しまして、真盛浄水場の浄水池を増設することに計画を変更いたしております。設計業務委託 1,500 万円の増でございます。

真盛浄水場の貯水量は少ないものですから、冬場の漏水等による排水量に対して、浄水場でろ過される水が追いつかないということが、たまにございます。ですので、断水を起こさない。起こさせないために、浄水場の貯水量を増やす工事を行うための委託料です。

ちなみに、現在の真盛浄水場の有効容量といたしましては 42 トンですが、増設する貯水槽の有効容量は 238 トンとなりますが、合わせまして 280 トンとなります。現在の約 7 倍の有効容量となる予定でございます。

それと、工事費のほうは、先ほど説明しましたとおり、その井戸の工事をやめまして、1,500 万円の減。それで、新たに、浄水池を増設するための工事を行いますので、今現在、旧の水道事業所の建屋があるんですけれども、それを取り壊す必要がありますので、そのための工事費が 600 万円の増、合計 900 万円の減となっております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その委託先は、どこでしたかな。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 委託はこれから。

11 番（岡本義次君） これから。

上下水道課長（古市宏和君） はいはい。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 今、課長の答弁の中で、ちょっと、僕、どうかなと思った質問なんですけれども、その貯水量が真盛が 42 トンから 238 トンだったかなで、7 倍になると言われましたけれども、容量が大きいのに越したことはないんですけれども、これからの宅地とか人口が減少する中で、そんなに、その 7 倍もというのは、僕、ちょっと大きい数字じゃないかと思うんですけど、それは、どういった理由で、その大きな施設をされるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 水道の問題は、この河川の大改修、この時から水源が、なかなか、これまでの水源が取れなくなって、上下水道課も水の確保ということについて、非常に苦労して、断水をさせない。町民の皆さんに迷惑をかけないという、もう本当に、水というのは一番大事な、生活にとって、一番必要なものですから、そういう中で、これまで、合併後、水のできるだけネットワークですね、水道管の今まで各町が別々に整備してきたんですけれども、そういうところを、少しでも管をつないで、水の融通ができるようにしていこうと、こういうことを取り組んできております。

そういう中で、真盛についても、非常に水の水源から見て、これ以上の水を取水できない。それで、上月の、今、久崎のほうから、この真盛のほうにも水を供給できるようにしたわけです。久崎のほうも、水源がああして河川改修によって、水が、なかなか十分な量が取水できない。そういうことがあって、南光の千種川、旧南光の簡易水道、そこからも、久崎のほうにも水を供給できるように、工事を、今、しているわけですね。

そういうふうなことの中で、前にも、これお話ししましたけれども、一番水が、不足してきているのが、佐用の簡水、以前のね、真盛です。真盛の簡水が、これが、もういっぱいいっぱい、だから、貯水量がないですから、水が来たものを、そのまま、ずっと送るといって、そういう運転を、今、ずっと、綱渡りのようにやっているわけですね。

で、横坂に、水谷の浄水場があります。その水なんかも佐用のほうにも送れるようには、全部連結させて、それから、石井の峠の水も江川とか、そういうところにも送れるように、今、しているわけですね。

そういうふうなネットワークを安定して、運営、給水をしていくためには、やはり、どこかで、ちゃんと、もし断水した時に、水が貯水しておく、ある程度、余裕を持っておかないと、これは断水を一旦起こすと、なかなか、水が濁ってしまって、復旧ができないと、この冬に大変な、昨年、一昨年、断水、破裂をして、断水を起こす。これ一旦、断水してしまうと、水が、管の中が汚れて、物が出てしまって、なかなか、これ復旧できないということで、ああして、お風呂にも入らないでいただきたいというようなことまで、放送もさせていただいて、その対応をして、何とか乗り切ったんですね。

今、7倍と言われますけれども、もともとが、40トンほどの、本当に小さな、佐用簡水、一番最初につくった時のそのままに運転をしております。そこから、真盛の上に配水池というのがありますが、そこに送っているわけですね。ですから、そのバランスとして、その下に余裕を持って、今回、それぐらいな200何十トンって、私は、まだ、逆に少ないぐらいなんです。これね。全体の佐用地域での水の給水としてはですね。

で、今、一番水が足らなくなっているのは、この佐用簡水です。これは、もう以前から、ああして、新しい家も次々と、長尾や本位田や、そういうところにも、次々と新しい家が建って、人口が逆に増えているのは、この佐用なんですね。

それで、横坂の配水池でも、あの上につくっている配水の貯水池、あれ、何トンだったかいな。200トン以上のものを、あそこにも、逆に持っているんですね。それで、水が足らん時には、そこから送りよるわけですね。

ですから、決して、これ200トン。今ある40トン合わせて280トンほど、これで十分だと、私は、言えない。

考えていただいたら、1日に町民の方が使う1人の水だって、1日使おうと思えば、1日200リットルぐらいは使うわけですね。それが、佐用で人口考えていただいたら、それは何時間しかもたんのんですよ。

佐用のプールでもね、あのプールの水でも200トンほどですからね。それぐらいな、水しかないの、そこらあたりは、本当に、これで十分だと言うような認識は、私は、持つ

てませんし、上下水道課も、将来的には、もっと、水道の何とかネットワークで、水源確保して、人口が減っていくということ、十分分かっていますし、施設の統合とか、そういうことも考えながら、できるだけ上流から下流へ自然流下で賄えるような状況に持っていないかんとということですが、これ1日も止めることができない事業ですから、そういう考え方で、今回、水源池を探せということで探したんですけれども、これも何回もやってきて、無駄なというんですか、効果が出なかったこともありましたからね、で、ある水を、夜とか使っていない時に、水が貯めておけるように、そして、必要な時に水が供給できるような、そういうシステムにするべきだということで、これは、私の指示で、そういう、今、対応、計画をさせております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

6番（金澤孝良君） 分かりました。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第60号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第60号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第61号 令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第6、議案第61号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 62 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7、議案第 62 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 63 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、議案第 63 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 64 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 9、議案第 64 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 64 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 64 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 65 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10、議案第 65 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 9 ページ、資本的支出、建設改良費、この分で、昨年の説明では、櫛田の石井のところで、そこの何か水道管を何とかということを書いていましたけれど、それについての変更分はないんですか。もう、そのまま、それを持って行くということで。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 前回説明しましたとおりなんですけれども、予算が総額で 2,000 万円以上ありますので、先、そちらのほうを急いでおりましたので、その分を工事していくということで、不足になるだろうという分を、今回、補正で上げさせていただいております。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

11 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 65 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 65 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 55 号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11 に入ります。
日程第 11 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
では、日程第 11、議案第 55 号、町有財産の無償貸付けについて、旧利神小学校跡地を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 55 号の旧利神小学校跡地の無償貸付けについての説明を申し上げます。

旧利神小学校跡地につきましては、令和 2 年 3 月の閉校後、町及び旧利神小学校区に属する地域での活用を検討いたしました。活用の見込がなかったことから、活用事業者の公募を実施いたしました。令和 3 年度に 2 回の公募を実施いたしました。令和 4 年 4 月に 3 回目の公募を実施したところ、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーから応募があり、所定の審査を経て令和 4 年 9 月に同社を優先交渉権者として選定をいたしました。

ただ、当初の提案事業については、構想段階のものも、当然、含まれるために、その活用のスタートに当たり実施する事業について、精査する調整期間を設けておりましたが、今年 4 月に入り、実施する事業について同社から報告があり、これを受け 6 月に旧利神小学校区の地域の皆様を対象とした説明会についても開催をさせていただいたところでございます。

このたび、貸付けに向けた協議が整いましたので、議案を上程させていただきます。

貸付先は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーで、利活用の内容といたしましては、東京農工大学との共同研究のもと、現在、実証実験を行っている「早生樹ユーカリの育苗および植付け」をはじめ、「町内および近隣の企業・団体向けのシェアオフィスの運営」、「施設の電力をまかなうための太陽光発電および蓄電設備の設置」、「将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究」の 4 つの事業でスタートするというところでございます。

貸付け予定の物件は、鉄筋コンクリート造 2 階建て床面積 2,799.45 平方メートルの校舎、コンクリートブロック造平屋建、床面積 5.76 平方メートルのプロパン庫及び底地 2,569 平方メートルに加え、太陽光発電設備設置のための鉄筋コンクリート造 2 階建て床面積 1,183 平方メートルの体育館屋根部分及び早生樹の育苗に使うためのグラウンド 1,633 平方メートルでございます。

これら旧利神小学校に係る土地及び建物を 10 年間の貸付けを前提として、ひとまず 5 年間無償で貸し付けるものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、承認いただきますように、お願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第 55 号については、9 月 28 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月23日から27日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、9月28日木曜日、午前9時30分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前10時09分 散会
